

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
埼玉県理容美容専門学校		昭和56年3月31日		増村 信雄		〒 330-0061 (住所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-9-1 (電話) 048-822-1333				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人 埼玉県理容美容専門学校		昭和28年5月7日		高野 春夫		〒 330-0061 (住所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-9-1 (電話) 048-822-1333				
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度				
衛生	専門課程	理容科		平成12(2000)年度	-	平成28(2016)年度				
学科の目的		理容業を通じて社会に貢献し、生涯にわたって向上心を持つ人材を育成するため、就職後の定着と高度な技術習得に向けて産学のリレーションを作り、市場において必要とされる技術及びサービスについて常に実践的な学びを学生に提供する。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		理容師の国家試験取得を目的とし、理容福祉等のカリキュラムを導入してプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材の育成を目指している。また、色彩検定などの資格取得が可能である。中退率は0%であった。								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技		
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,010 単位時間	630 単位時間	60 単位時間	1,320 単位時間	0 単位時間	0 単位時間	
				単位	単位	単位	単位	単位	単位	
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)						
40人	37人	0人		0%						
就職等の状況	■卒業者数(C)		17人							
	■就職希望者数(D)		17人							
	■就職者数(E)		17人							
	■地元就職者数(F)		10人							
	■就職率(E/D)		100%							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		59%							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100%							
	■進学者数		0人							
	■その他									
	卒業者は全員が理容師として就職している。 (令和5年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)									
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 銀座マツガ、DAMDEE TOKYO、ホンダプレミアムヘアー、CHROM TOKYO、BLAZEMAN BARBERSHOP、アテランス、LINK 他										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無							
当該学科のホームページURL	https://r.goope.jp/penguinweb/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)									
	総授業時数		2,010 単位時間							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		90 単位時間								
うち企業等と連携した演習の授業時数		120 単位時間								
うち必修授業時数		0 単位時間								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		0 単位時間								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(B: 単位数による算定)									
	総授業時数		- 単位							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		- 単位								
うち企業等と連携した演習の授業時数		- 単位								
うち必修授業時数		- 単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		- 単位								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		- 単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		- 単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		4人							
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		2人							
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人							
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人							
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0人							
	計		6人							
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		4人								

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は、理容業に就くことを目的とする学生のニーズに応じて、生涯にわたり社会的・職業的に自立できる力の獲得に留意し、併せて業界の現状や展望に鑑みて高度に実践的な技術の学習が体系的に行われるよう計画する。計画の質を補完するため、埼玉県理容業生活衛生同業組合及び求人登録店舗や卒業生等と相互に連携し、常に新しい情報によって実践的な教育がなされるように意見交換の場を設ける。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、校長が運営する。委員会の開催にあたり、教育課程の編成責任者である教務課長は、学生及び実習店舗・就職先店舗等にアンケート調査を実施し、授業科目の内容・問題点・改善点等を取りまとめ、学校側の委員として参画する。

委員会では、多角的な視点で意見を聴取し、授業科目が常に前項の基本方針に適用ものであり、実践的で専門的な能力の育成に資するかを検証し活用する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
石井 孝之	埼玉県理容生活衛生同業組合 常任幹事	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
吉野 昇邦	埼玉県理容生活衛生同業組合 常任幹事	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
福島 正尚	埼玉県理容生活衛生同業組合 本部講師 幹事長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
若月 良仁	埼玉県理容生活衛生同業組合 本部講師 幹事	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
増村 信雄	埼玉県理容美容専門学校 校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
千住 義祐	埼玉県理容美容専門学校 教務課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
松本 朋子	埼玉県理容美容専門学校 理容科科长	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年9月12日 11:00～12:30

第2回 令和6年3月28日 09:30～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程の編成に関しては、学生・店舗等へのアンケートを活用して、PDCAサイクルに基づき、前年提起された問題を解決するために学校がどのように取り組んだかを評価して、常に実践的な学びの質向上に役立っている。

また、業界・企業から推薦・派遣された講師によって、高度に専門的な技術を学ぶ為、学内教員と相互理解を深め

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的で高度な技術や接客サービスを体験的に学習させる。業界の性質上、常に情報や技術は更新されなければならないので、講師派遣については柔軟に対応するよう意識している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

2年次の「総合技術」科目授業において、埼玉県理容生活衛生同業組合及び同組合講師会と講師派遣の連携を取り、職業に「今」必要な実践的かつ専門的な能力を育成する演習を実施する。また、登録された求人店舗等と連携し、1年次14時間、2年次24時間の校外実習を実施し、教員が教育計画に沿って指導を行う等、より効果的なサロン実習を実施する。実習前には、就職等の業界情報に関わる企業から講師派遣を受け、業界についての事前学習を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
総合技術	目的に合うコースを自主的に選択し、より高度で専門的な理論と実習を受講する。講師は業界団体等から派遣され、常に最新の知識・技術・技能を授業に反映し、優秀な人材が業界の質の向上に資することを目的とする。	埼玉県理容生活衛生同業組合

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

自らの業務にかかわる資格の取得や技術・能力の向上、知識の習得、あるいは自己啓発等を目的とする

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	0	連携企業等: 0
期間:	0	対象: 0
内容	0	

研修名:	0	連携企業等: 0
期間:	0	対象: 0
内容	0	

研修名:	0	連携企業等: 0
期間:	0	対象: 0
内容	0	

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	0	連携企業等: 0
期間:	0	対象: 0
内容	0	

研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	0	連携企業等: 0
期間:	0	対象: 0
内容	0	

研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	0	連携企業等: 0
期間:	0	対象: 0
内容	0	

研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教職員による学校の理念・目標に照らして自らの教育活動を評価した「自己評価」に対し、学生・卒業生・保護者・企業・業界団体・自治体へのアンケートや、「学校関係者」の学校訪問・意見交換等を通じて、その評価に関する結果を取りまとめて公表することにより、今後の学校の教育活動や学校運営の改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の理念・目的・育人人材像は定められているか</li> <li>② 学校における職業教育の特色は何か</li> <li>③ 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか</li> <li>④ 学校の理念・目的・育人人材像・特色・将来構想等が学生・保護者等に周知されているか</li> <li>⑤ 各学科の教育目標、育人人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか</li> </ul>
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的等に沿った運営方針が策定されているか</li> <li>② 運営方針に沿った事業計画が策定されているか</li> <li>③ 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか</li> <li>④ 人事、給与に関する規程等は整備されているか</li> <li>⑤ 教務・財務等の組織整備等意思決定システムは整備されているか</li> <li>⑥ 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか</li> <li>⑦ 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか</li> <li>⑧ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか</li> </ul>
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか</li> <li>② 教育理念、育人人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか</li> <li>③ 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか</li> <li>④ キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか</li> <li>⑤ 関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか</li> <li>⑥ 関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか</li> <li>⑦ 授業評価の実施・評価体制はあるか</li> <li>⑧ 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか</li> <li>⑨ 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか</li> <li>⑩ 資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか</li> <li>⑪ 人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか</li> <li>⑫ 関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保する等のマネジメントが行われているか</li> <li>⑬ 関連分野における先端的な知識・技能等を修得する為の研修や教員の指導力育成等資質向上の為の取組が行われているか</li> <li>⑭ 職員の能力開発の為の研修等が行われているか</li> </ul>
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就職率の向上が図られているか</li> <li>② 資格取得率の向上が図られているか</li> <li>③ 退学率の低減が図られているか</li> <li>④ 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか</li> <li>⑤ 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか</li> </ul>

(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 進路・就職に関する支援体制は整備されているか</li> <li>② 学生相談に関する体制は整備されているか</li> <li>③ 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか</li> <li>④ 学生の健康管理を担う組織体制はあるか</li> <li>⑤ 課外活動に対する支援体制は整備されているか</li> <li>⑥ 学生の生活環境への支援は行われているか</li> <li>⑦ 保護者と適切に連携しているか</li> <li>⑧ 卒業生への支援体制はあるか</li> <li>⑨ 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか</li> <li>⑩ 高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか</li> </ul>
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか</li> <li>② 学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか</li> <li>③ 防災に対する体制は整備されているか</li> </ul>
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学生募集活動は、適正に行われているか</li> <li>② 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか</li> <li>③ 学納金は妥当なものとなっているか</li> </ul>
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか</li> <li>② 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか</li> <li>③ 財務について会計監査が適正に行われているか</li> <li>④ 財務情報公開の体制整備はできているか</li> </ul>
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか</li> <li>② 個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか</li> <li>③ 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか</li> <li>④ 自己評価結果を公開しているか</li> </ul>
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか</li> <li>② 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか</li> <li>③ 地域に対する公開講座・教育訓練の受託等を積極的に実施しているか</li> </ul>
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

「自己評価表」に基づいて様々な観点からの意見を聴取し、「地域の教育機関」としての役割や「卒業生として今後の母校に求める価値観」等、単なる美容師養成施設にとどまらない高度な職業教育機関としてのビジョンの明確化に活用されている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
佐伯 鋼兵	株式会社 佐伯紙工所 代表取締役、さいたま商工会議所 名誉会頭、さいたま市シルバー人材センター 理事長	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日 (1年)	地域の教育(企業)関係者
帆足 光代	株式会社 帆足ビジネスコンサルタント 取締役、埼玉県なぎなた連盟 会長、埼玉県障害者スポーツ協会 理事、埼玉県体育協会 評議員	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日 (1年)	地域の教育(企業)関係者
塚本 一雄	元大学非常勤講師、元浦和市立小学校校長、元さいたま市立小学校校長	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日 (1年)	高等教育機関の教員及び経験者

丹野 泰久	元一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会 事務局長、元 公立高等学校校長	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日(1年)	地域の教育 (企業)関係 者
浜野 洋子	埼玉県美容技術協会 指導講師、さいたま商工会 議所 女性部長、全美連 着付学会 十傑 名人 位、美容師	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日(1年)	地域の教育 (企業)関係 者
岡本 春雄	埼玉県美容業生活衛生同業組合 川口支部長、美 容師	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日(1年)	地域の教育 (企業)関係 者
渡邊 彰人	埼玉県理容生活衛生同業組合 理事、本校 理容科 卒業生、理容師	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日(1年)	卒業生
齋藤 一郎	埼玉県理容生活衛生同業組合 前副理事長、理容 師	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日(1年)	地域の教育 (企業)関係 者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: <https://r.goope.jp/penginweb/menu/731628>

公表時期: 令和6年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教職員による学校の理念・目標に照らして自らの教育活動を評価した「自己評価」、及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に対応した項目を公開する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育目標、特色</li> <li>・校長名、所在地、連絡先等</li> <li>・学校の沿革、歴史</li> </ul>
(2) 各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者の受入れ方針及び入学者数、収容定員、在学生数</li> <li>・カリキュラム</li> <li>・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等</li> </ul>
(3) 教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員数</li> <li>・教職員の組織、教員の専門性</li> </ul>
(4) キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育への取組状況</li> <li>・実習、実技等の取組状況</li> <li>・就職支援等への取組状況</li> </ul>
(5) 様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事への取組状況</li> <li>・校外活動、ボランティア活動等</li> </ul>
(6) 学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生支援への取組状況</li> </ul>
(7) 学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生納付金の取扱い</li> <li>・奨学金と教育ローン等の取扱い</li> </ul>
(8) 学校の財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況</li> </ul>
(9) 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価 学校関係者評価の結果</li> <li>・評価結果を踏まえた改善方策</li> </ul>
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://r.goope.jp/penginweb/menu/731628>

公表時期: 令和6年9月30日

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法			場所			企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任		
1	○			関係法規・制度	美容師が法制度によって社会に位置づけられた仕事であることを学び、その業を規定した美容師法及び業に関連する法律について学ぶ。	1	30	-	○			○		○		
2	○			衛生管理	公衆衛生の意義と本質、その概説を学び感染症・環境衛生・衛生管理技術等美容業務の基本を体系的に理解する。	1	30	-	○			○		○		
3	○					2	60	-	○			○		○		
4	○			保健	美容技術の基本となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの構造と機能を学び、技術との関連性に配慮して理解を深める。	1	30	-	○			○		○		
5	○					2	60	-	○			○		○		
6	○			化粧品化学	美容業務を安全かつ効果的に行うため、化粧品についての科学根拠と原材料の効用について学ぶ。	1	30	-	○			○		○		
7	○					2	30	-	○			○		○		
8	○			文化論	美容業の歴史及び服飾文化史を学ぶ。	1	30	-	○			○		○		
9	○				デザインに関わる色彩や造形の原理を学び表現力を養う。	1	30	-	○			○		○		
10	○			美容技術理論	美容技術の基礎となる器具の正確な取り扱い、基礎技術を学ぶための知識として、人体各部の名称及び身体の機能等基礎知識を学ぶ。	1	90	-	○			○		○		
11	○				頭部技術・特殊技術など実技の修得に不可欠な専門的基礎知識と、その応用を学ぶ。	2	60	-	○			○		○		
12	○			運営管理	経営管理・労務管理・接客法等基本的事項の学びを通じて科学的な経営や適切な接客態度等消費者対応を学び、実践能力を養う。	2	30	-	○			○		○		
13	○			美容実習	美容業務を安全かつ効果的に行うための基本的操作と、衛生管理の実践的な演習授業及び実務実習	1	##	-			○	○	△	○		
14	○				頭部技術・特殊技術等基礎的な実習を総合的に演習し、より実践的な技術力をつけると共に、実務実習を行い実践力と就職力を養う。	2	##	-			○	○	△	○		
15	○			社会科学	社会人として必要な礼儀作法や職場のマナーなどを体系的に学び、また学校行事と連動して体験的に修得する。	1	30	-			○	○		○	△	
16	○			社会福祉	ハンディキャップのあるお客様の気持ちを察し、実体験することでバリアフリーな接客対応法を身につける。	1	60	-	○	△		○		○	△	○
17	○					2	60	-	○	△		○		○	△	○
18	○			サロンワーク	実践的な業の提供について、サロンでのマナーや接客技術を学ぶ。	1	30	-			○	○		○		
19	○				業を行う上での接客技術を演習し、また資格者としてのステップアップについて知識を学ぶ。	2	30	-			○	○		○		
20	○			美容ケア	フェイシャル技術を通して顔面の造形を学ぶと共に、化粧品やトータルビューティーに関する基礎知識を身につける。	1	60	-			○	○		○		
21	○				JNEC ネイリスト技能検定 3 級レベルのネイルケア及びネイルアートの知識・技能を修得し、サロンワークに活かすための基礎を身につける。	1	60	-			○	○		○		
22	○				セット技術について、基本的な用具の操作方法から整髪料の使用法までを網羅しヘアスタイルを作る上でのヘアケアを学ぶ。	1	30	-			○	○		○		
23	○			毛髪科学	毛髪及び皮膚器官について、専門的な知識を習得し、演習によって実践的に学ぶ。	1	60	-			○	○		○		
24	○			総合技術	美容の伝統的なスタイルを学び、セットの基礎を身につける。そして、美容史における現在のトレンドのサロンスタイルを学ぶ。	2	90	-			○	○		○	○	
27	○			総合演習	就職へ向けてコンプライアンスを自覚した人材育成を目的に、美容総論を法的根拠と照らし合わせて理解する。	2	30	-	○			○		○		
28	○				2 年間学んだ多岐に渡る美容技術や知識の連動性を、国家試験問題を解きながら総論として理解を深め、美容師としての職業観を身につける。	2	30	-	○			○		○		
合計						15	科目	2010 単位 (単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件:	卒業するためには学則8条別表1-1及び別表1-2の配当年次授業科目の	1 学年の学期区分	2 期
履修方法:	授業科目を履修した者で、試験又はその他適当な方法による審査に合	1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。